

埼玉地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

埼玉労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、埼玉地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「埼玉地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年1月16日

埼玉労働局長 片淵 仁文

記

埼玉地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、埼玉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年2月6日

(3) 推薦書の提出先

埼玉労働局労働基準部賃金室（さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー15階）

別紙様式

令和 年 月 日

埼玉労働局長 片淵 仁文 殿

推薦者(代表)

住 所

氏 名

〈団体の場合は所在地、名称、代表者氏名〉

埼玉地方最低賃金審議会（労働者代表）委員の候補として下記の者を内諾書添付の
うえ推薦します。

記

- 1 候補者の^{ふりがな}氏名 生年月日
- 2 住所
(自宅)
〒 電 話
メールアドレス
- (勤務先)
〒 電 話
メールアドレス
- 3 現職
- 4 推薦団体との関係及び役職
- 5 略歴

内 諾 書

埼玉労働局長 片淵 仁文 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、埼玉地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。